

○美唄市求人広告掲示板利用要綱

(平成 29 年 12 月 8 日庁達第 43 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、美唄市民の安定雇用と地域企業の人材確保を支援するため、美唄市求人広告掲示板(以下「掲示板」という。)を設置するに当たり、掲示内容及び掲示板を利用できる事業主に関し必要な事項を定める。

(掲示内容の範囲)

第 2 条 事業主が掲示することができる内容は、ハローワークで受理した求人で、自社の求人情報とする。ただし、次に掲げるものは、掲示することができないものとする。

- (1) 法令等に違反したもの
- (2) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)その他の関係法令を遵守していないもの
- (3) 虚偽の内容によるもの
- (4) 求人募集に見せかけた、物品の売りつけ、資金集め等の疑いのあるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、掲示することが適当でないとして市長が認めるもの

(事業主の範囲)

第 3 条 掲示板を利用できる事業主は、美唄市内に本社がある企業の事業主又は美唄市内に事業所を有し求人の勤務地が美唄市内である事業主で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 清算手続中、破産手続中、再生手続中、更生手続中、承認援助手続中又は特別清算に関する手続中である事業主
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団に該当する事業主
- (3) 政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 3 条に規定する政治団体に該当する事業主
- (4) 宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 2 条に規定する宗教団体に該当する事業主
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)第 2 条第 4 号に規定する一般労働者派遣事業を営む事業主

(6) その存在や活動実態が明確でない団体の事業主

(7) その他市長が適当でないと認めた事業主

(掲示板利用申込)

第4条 掲示板を利用しようとする事業主は、美唄市求人広告掲示板利用申込書(別記様式第1号)に求人広告(A4版)2枚を市長に提出しなければならない。

(掲示の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申込があったときは、ハローワーク求人票の確認を行い、掲示を決定するものとする。

(掲示板利用料金)

第6条 掲示板の利用は、無料とする。

(掲示の取消し)

第7条 市長は、第2条ただし書又は第3条各号に該当することを確認したとき、又は掲示が適切でないと市長が認めるときは掲示を取り消すことができる。

(事業主の責務)

第8条 事業主は、掲示内容その他求人に関する一切の責任を負うものとする。

2 事業主は、第三者から損害を被ったという請求がなされた場合は、自己の責任において解決するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、掲示板に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成29年12月8日から施行する。